

令和5年度～令和6年度

規約並びに役員名簿

東村山市軟式野球連盟

東村山市軟式野球連盟規約

◆名称及び事務所

第 1 条 本連盟は東村山市軟式野球連盟（以下連盟と称す）と称し、事務所を理事長宅におく。

◆目 的

第 2 条 本連盟は野球を通じ、会員相互の親睦、健全なる団結、生活の明朗化を図ることを目的とする。

◆事 業

第 3 条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 野球に関する諸計画を実施し、その技術の向上をはかる。

- ① 市民野球大会の開催
- ② 対外的な野球大会への参加
- ③ その他必要な事業

◆組 織

第 4 条 本連盟は東村山市在住、在勤者で、年齢満 15 歳以上の者で、30 名以内にて編成されるアマチュア・チームを以って組織する。

第 5 条 本連盟に審判部を設け、その内規は別に定める

◆加盟及び脱退

第 6 条 本連盟への加盟及び脱退については、理事会の承認を得なければならない。

◆役 員

第 7 条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	2 名
理 事	若干名
会 計	1 名
監 査	2 名

◆役員を選出

第 8 条 本連盟の役員を選出は次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長は理事会において推挙し、代表者会議の承認を受ける。

(2) 理事長、副理事長、会計及び監査は理事会において理事より選出する。

(3) 理事は次の者をもって当てる。

① 連盟加盟チームの者

② 識見、技術が特にすぐれ連盟運営上貢献すると認められ、理事会の承認を得た者。

◆役員の仕事

第 9 条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本連盟を代表し、業務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職を代行する。

(3) 理事長は理事会を代表し、業務を執行する。

(4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職を代行する。

(5) 理事は本連盟運営の必要事項及び大会の企画運営について審議決定し、業務を分掌し執行する。

(6) 会計は本連盟の経理を司る。

(7) 監査は本連盟の業務及び会計を監督し監査する。

◆役員の仕事

第 10 条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

◆名誉役員

第 11 条 本連盟は必要に応じ名誉役員として顧問をおくことができる。

2 名誉役員の仕事は理事会の議を経て推挙する。

◆会 議

第 12 条 本連盟の会議は次のとおりとする。

(1) 代表者会議

理事及び代表者をもって構成し、会長が招集、代表者の中から議長を選出し、本連盟の決議機関として次の事項を審議決定する。

① 事業計画

② 年次の決算及び予算

③ 規約の改正

④ 会長、副会長の承認

⑤ その他必要事項

会議は代表者の2分の1以上の出席をもって成立する。

(2) 理事会

理事をもって構成し、会長が招集、理事長が議長となり次の業務を執行する。

- ① 代表者会議の決定事項及び付議事項
- ② 加盟、脱退及び昇降格の承認に関する事項
- ③ 会長、副会長及び顧問の推挙に関する事項
- ④ 理事長及び副理事長の選出に関する事項
- ⑤ その他必要事項

(3) 会議の議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし可否同数の時は議長がこれを決定する。

◆経 費

第 13 条 本連盟の経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 連 盟 費 3,000円
- (2) 大会参加費 15,000円
- (3) 連盟登録費 10,000円
- (4) 補 助 金
- (5) そ の 他

◆会計年度

第 14 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

◆規約の変更

第 15 条 本連盟の規約の変更は、代表者会議において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

◆そ の 他

第 15 条 本規約に定めない事項は理事会にて定める。

【 附 則 】

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 本規約は昭和38年4月1日より施行する。 | 11. 昭和60年3月20日 一部改正 |
| 2. 昭和40年5月 1日 一部改正 | 12. 昭和63年3月17日 一部改正 |
| 3. 昭和42年7月13日 一部改正 | 13. 平成10年3月12日 一部改正 |
| 4. 昭和45年3月20日 一部改正 | 14. 平成12年3月 8日 一部改正 |
| 5. 昭和46年3月19日 一部改正 | 15. 平成29年3月 9日 一部改正 |
| 6. 昭和48年3月23日 一部改正 | 16. 平成31年3月 ?日 一部改正 |
| 7. 昭和50年3月28日 一部改正 | 17. 令和5年3月2日 一部改正 |
| 8. 昭和51年3月26日 一部改正 | |
| 9. 昭和53年3月23日 一部改正 | |
| 10. 昭和56年3月25日 一部改正 | |

東村山市軟式野球連盟審判部細則

◆目 的

第 1 条 本細則は東村山市軟式野球連盟規約に基づき制定し、連盟大会運営上審判に関する必要事項を定める。

◆組 織

第 2 条 連盟加盟チーム中、第一、二部チームは1名以上の審判員を選出する。

第 3 条 審判部はチームから選出された者及び、理事会で推薦された者を以って組織する。

◆役 員

第 4 条 審判部に次の役員を置く。

部 長 1名 副部長 若干名

2 部長、副部長は連盟理事より選出する。

3 部長は審判部を代表し総括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは職務を代行する。

4 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

◆任 務

第 5 条 審判部は理事会の決定に基づき、大会の円滑なる運営に当たる。

2 大会運営上不都合な事態が生じた場合は議案として直ちに理事会に提出する。

◆研 修

第 6 条 審判部は技術向上を図るため、年一回以上の研修を行う。

◆経 費

第 7 条 審判部運営の為の経費は総て連盟の負担とする。

◆報 酬

第 8 条 審判部員には理事会に定められた報酬が支給される。

◆そ の 他

第 9 条 本規則の改廃は理事会の議決による。

【 附 則 】

1. 本細則は昭和42年7月13日より適用する。
2. 昭和50年3月28日 一部改正
3. 昭和56年3月25日 一部改正
4. 平成17年3月12日 一部改正

東村山市軟式野球連盟規律規程

◆目 的

第 1 条 大会を円滑に運営するために次の規程を設ける。

◆登録の原則

第 2 条 新たに本連盟に加盟しようとするチームは、所定の登録書を理事長宛提出して理事会の承認を得るものとする。

2 登録チームは、毎年3月31日までに更新手続きと選手の登録を行い資格を更新する。

3 登録は、他のチームと重複してはならない。

◆登録の資格

第 3 条 登録しようとするチームはスポーツ傷害保険等に加入しなければ登録できない。

◆異動の制限

第 4 条 年度頭初に登録した選手は、チームの解散または、居住地の異動若しくは、勤務場所の変更のほか年度中異動登録はできない。

2 選手を追加又は抹消登録しようとするときは、主将会議当日に必要事項を記載して理事長に提出し、承認を得るものとする。

◆秩序維持の義務

第 5 条 球場内においては規律を守り、理事並びに審判員の指示に従うものとする。

2 大会の運営を妨げるような言動をはいたり、審判員の下した判定に服従しないものは、退場を命ずることができる。

◆ユニホーム

第 6 条 大会には、所属チームの統一ユニホームを着用すること。ただし、スパイクの色は自由とする。（背番号は監督30番、主将10番、選手0番から99番とする。）

◆規律違反

第 7 条 不正登録選手が発見された場合には所属チームはその日から一年以上大会に出場できない。

2 試合前若しくは試合中に、不正登録選手が発見された場合、相手方に勝利を与える。

3 試合終了後不正登録選手が発見された場合、次の試合相手方に勝利を与える。

- 4 決勝終了後24時間以内に不正登録選手が発見された場合、準優勝を優勝とみなす。

◆昇降格基準

第8条 昇降格基準については別表のとおりとする。

◆適用

第9条 その他これに定めのない事項は全日本軟式野球連盟規約並びにアマチュア規程を適用する。

◆その他

第10条 本規程の改廃は理事会の議決による。

【 附 則 】

1. 本規程は昭和43年4月1日より適用する。
2. 昭和54年3月23日 一部改正
3. 昭和55年3月28日 一部改正
4. 昭和56年2月25日 一部改正
5. 昭和56年3月25日 一部改正
6. 平成7年3月14日 一部改正
7. 平成13年2月14日 一部改正
8. 平成29年2月24日 一部改正

別 表

チーム昇格・降格基準

1. 上部に昇格チームがある時は、上部と下部とのチームで入れ替えを行う。
2. 入れ替えチームは、理事会で決定する。
3. 入れ替え基準に、勝ち点及び得失点制を導入する。
4. 降格チームは、次の順位で決定する。
 - (1) 春季又は秋季大会に、ペナルティに該当したチーム。
 - (2) 最少勝ち点数を獲得したチームとする。
 - (3) 前号(2)で、同じ勝ち点数の場合は、失点数の多いチームとする。
 - (4) 前号(3)で、同じ失点数の場合は、得点数の少ないチームとする。
 - (5) 前号(4)も同じ場合は、理事会で決定するものとする。
5. 昇格チームは、上部の降格がある時に、降格チーム数と同数のチームを次の順位で昇格させる。
 - (1) 春季大会及び秋季大会に、いずれも連続優勝したチームとする。
 - (2) 年間を通じて、最高勝ち点数を獲得したチームとする。
 - (3) 前号(2)で、同じ勝ち点数の場合は、得点数の多いチームとする。
 - (4) 前号(3)で、同じ得点数の場合は、失点数の少ないチームとする。
 - (5) 前号(4)も同じ場合は、理事会で決定するものとする。
6. 勝ち点制とは
 - (1) 勝ち点をリーグ戦及び決勝トーナメント戦とする。

予選	勝ち点	決勝トーナメント	勝ち点	
予選 (リーグ戦)	2勝…勝ち点2	優勝	…勝ち点5	
	1勝…勝ち点1		準優勝	…勝ち点4
	0勝…勝ち点0		準決勝(敗退)	…勝ち点3
	1回戦(敗退)		…勝ち点2 (予選のまま)	
予選 (対抗戦)	2勝…勝ち点2	従来の(－)マイナス点は実施しない		
	1勝…勝ち点1			
	0勝…勝ち点0			

7. その他

- (1) 新規加盟チームは、2部とする。
各大会において、当連盟の各規則並びに趣旨に反するようなチームがある場合には、理事会で協議の上、従来どおりペナルティを適用する。

＊平成29年度春季大会から適用する。

東村山市軟式野球連盟表彰規程

◆目 的

第 1 条 本連盟は、連盟発展のために特に功労のあった者、及び大会において優秀な成績をあげた者に対し、この規定の定めるところにより、会長より表彰する。

◆表 彰

第 2 条 表彰は次の区分により行なう。

(1) 連盟発展に功労が顕著であると理事会で認めた個人。

(2) 大会において優秀な成績をあげた個人及び団体。

2 表彰には表彰状及び記念品をもってこれを行なう。

3 表彰は一ヵ年以内の適当な機会にこれを行なう。

◆そ の 他

第 3 条 本規定の改廃は理事会の議決による。

【 附 則 】

1. 本規程は昭和54年7月6日より適用する。

2. 昭和56年3月25日 一部改正

東村山市軟式野球連盟旅費支給規程

◆目 的

第 1 条 東村山市軟式野球連盟規約第 7 条に該当する役員及び東村山軟式野球連盟審判部細則第 2 条、第 3 条に該当する審判員の業務、講習会のための出張については、この規程によりその出張旅費を支給する。

◆支給区分及び額

第 2 条 前条の規程により支給する旅費は別表のとおりとする。

◆支給の特例

第 3 条 前条の規定に関わらず任務又は状況により、理事長は旅費の定額を増減し、又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

◆そ の 他

第 4 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

【 附 則 】

1. 本規程は昭和 5 4 年 7 月 6 日より適用する。
2. 昭和 5 6 年 3 月 2 5 日 一部改正
3. 昭和 6 1 年 2 月 5 日 一部改正

別 表

鉄道及び車賃	鉄 道	実 費
	車 賃	1 k mにつき 2 0 円
日 当	都 内	1, 0 0 0 円
	都 外	1, 5 0 0 円
宿 泊 料	1 泊につき 1 0, 0 0 0 円	

東村山市軟式野球連盟申し合わせ事項

当軟式野球連盟は、野球を通じて会員相互の親睦と健全なる団結及び生活の明朗化を図ることを目的として運営されるものである。

よって、目的達成のために下記事項を会員全員の総意に基づいて申し合わせるものとする。

記

1. 会員の自覚

- (1) 役員及び審判員は、自分の立場を自覚し連盟の発展と大会のスムーズな運営を責任もって行なうものとする。
- (2) 各チームの責任者及び監督、主将は、チームの中心的立場であることを自覚し、役員、審判員に協力するものとする。
- (3) 選手は、アマチュアスポーツマンであることを自覚し、チームの責任者、監督及び主将の指揮に従い正々堂々とプレーを行なうものとする。

2. 試合の準備

- (1) チームは、試合開始予定時間1時間前に球場に到着し、各球場の責任者にその旨を連絡するものとする。
- (2) 試合当日の第一試合目のチームは、試合のできる状態に球場の準備するものとする。
- (3) チームは、試合終了後ベンチ及びその周辺を清潔にし、次のチームに気持ちよく明け渡すものとする。
- (4) 最後のチームは、球場内を整備するとともに器具等の後片付けするものとする。

3. 連絡確認の義務

- (1) チームは、雨天等により試合が中止又は延期の場合、理事長に連絡し確認するものとする。
- (2) 球場責任者は、その球場の成績等を後日理事長に報告するものとする。
- (3) チームが都合により出場できない場合は、事前に理事長に連絡するものとする。

4. ペナルティー

大会は各チームの協力によって行なわれるものであり、違反した場合は次のペナルティーを科すものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 開会式及び閉会式に出場しなかったチーム | 次期大会出場停止 |
| (2) 連絡なく棄権したチーム | 次期大会出場停止 |
| (3) 没収試合、放棄試合の原因をなしたチーム | 理事会決定 |
| (4) 退場処分を受けた個人 | 1年以上出場停止 |
| (5) 連盟の運営を妨げたり、非協力的なチーム又は個人 | 1年以上出場停止 |
| (6) 代表者会議及び主将会議に欠席したチーム | 当大会出場停止 |

5. 会員の提案

会員は、連盟の構成員であること自覚し、連盟の健全なる発展のために必要である建設的な意見等をチームの責任者を通じて理事長に提案することができるものとする。

No.	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	諸 星 伊久男	
2	副 会 長	田 代 悦 久	※体協/総会出席者
3	理 事 長	嶋 田 惠一朗	※体協/代表者
4	副理事長	星 野 喜 和	
	※審判部長		
5	副理事長	米 津 哲 也	
	※企画部長		
6	審判副部長	水 島 正 行	(広報/HP) ※市町村理事
※	財政部長	田 代 悦 久	※副会長兼務
7	財政副部長	西 谷 和 人	
※	企画部長	米 津 哲 也	※副理事長兼務
8	企 画 部	小 山 健	※体協/専門委員
9	広報部長	滝 沢 賢 二	
10	審 判 部	黒 澤 哲 也	
11	〃	前 田 芳 男	
12	〃	三 輪 尚 平	(協力員)
13	〃	田 代 武 二	
14	〃	新 保 邦 雄	
15	〃	濱 崎 浩 太 郎	
16	監 査	根 岸 義 昭	※審判部
17	〃	岡 村 久 夫	※審判部